

令和4年5月定例県議会付議案

議案第 1号 令和4年度鳥取県一般会計補正予算（第1号）

議案第 2号 同 鳥取県一般会計補正予算（第2号）

議案第 3号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第1号）

議案第 4号 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての 県費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）

公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における公職の候補者の選挙運動用自動車の借入れ等に関する公営制度の上限額が引き上げられたことに鑑み、県議会議員選挙及び県知事選挙における選挙運動用自動車の借入れ等についての県費負担に係る上限額を引き上げるものである。

[公布施行]

議案第 5号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課、住まいまちづくり課）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が新設されたことに伴う新たな事務について手数料の設定を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額	
		確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合
一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画	1件につき	17,000円	72,000円
一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅維持保全計画			
床面積合計が500平方メートル以下	1件につき	31,000円	147,000円
床面積合計が500平方メートル超 1,000平方メートル以下	1件につき	51,000円	235,000円
床面積合計が1,000平方メートル超 3,000平方メートル以下	1件につき	85,000円	464,000円
床面積合計が3,000平方メートル超 5,000平方メートル以下	1件につき	137,000円	832,000円
床面積合計が5,000平方メートル超 10,000平方メートル以下	1件につき	209,000円	1,430,000円
床面積合計が10,000平方メートル超 20,000平方メートル以下	1件につき	355,000円	2,646,000円
床面積合計が20,000平方メートル超 30,000平方メートル以下	1件につき	450,000円	3,781,000円
床面積合計が30,000平方メートル超	1件につき	510,000円	4,631,000円

[令和4年10月1日施行]

議案第 6号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

人工授精及び体外受精の治療が保険適用されることになったこと等に伴い生殖補助医療に係る使用料について所要の改正を行うとともに、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正に伴い非紹介患者加算料を改めるものである。

（概 要）

①鳥取県立病院における医学的適応による生殖補助医療に係る使用料の額を次のとおり改める。

ア 保険適用の対象となる配偶者間人工授精及び体外受精に係る使用料を廃止する。

イ 次のとおり医学的適応による生殖補助医療に係る使用料を徴収する。

区 分		単 位	金 額
不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査		1 件につき	110,000円
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養		1 件につき	23,000円
妊孕(よう)性温存療法	精液調整	1 件につき	8,800円
	精子凍結保存	1 件につき	36,300円
	未受精卵子凍結保存	1 個以上 3 個以下	46,200円
		4 個以上 6 個以下	52,800円
		7 個以上	60,500円
胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新		1 件につき 1 年ごとに	13,200円

②非紹介患者加算料について、手数料の額を次のとおり改める。

区 分		単 位	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの	
			現 行	改正後	現 行	改正後
選定療養のうち初診に係るもの	医科	1 回につき	5,000円	7,000円	5,500円	7,700円
	歯科		3,000円	5,000円	3,300円	5,500円
選定療養のうち再診に係るもの	医科		2,500円	3,000円	2,750円	3,300円
	歯科		1,500円	1,900円	1,650円	2,090円

[公布施行 ほか]

議案第 7号 財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場用地及び施設）について

（子育て王国課）

相 手 方：株式会社鳥取砂丘ムーンパーク

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市浜坂字柳茶屋 1157 番 139 ほか 1 筆	土 地	29,328 m ²
	建 物	268.64 m ²
鳥取市浜坂字柳茶屋 1157 番 139	工作物	一式

貸 付 期 間：令和 4 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日まで

無償貸付理由：鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化を目的とした「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」により、鳥取砂丘西側エリアに鳥取県及び鳥取市が所有する施設を一体的に活用したキャンプ場運営事業を行うため、当該土地及び施設を無償で貸し付けようとするものである。

議案第 8号 特定希少野生動植物の種の指定及び解除について（緑豊かな自然課）

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例第4条第4項及び同条第7項において準用する同条第4項の規定により、特定希少野生動植物の種の指定及び解除を行うものである。

（概 要）

①指定

植物 11 種（ヤシャゼンマイ、マイヅルテンナンショウ等）

②解除

動物 1 種（コガタノゲンゴロウ）

植物 12 種（エゾカワラナデシコ、オキナグサ等）

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年4月15日専決）

(農林水産政策課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 66,495 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年1月17日、東部農林事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車する際、目視で停車位置の確認をするため運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(2) 工事請負契約（国道178号（岩美道路）トンネル工事（牧谷トンネル）（補助））の変更について

（令和4年4月18日専決）（道路建設課）

週休2日モデル工事の実施による経費補正を行ったことに伴う請負代金額の増加及び新型コロナウイルス感染者の発生により工事を一時中止したことに伴う工事完成期限の延長を行うものである。

(変更内容)

・契約金額：変更前 1,683,410,300 円 → 変更後 1,687,873,000 円 (4,462,700 円の増)

・工事完成期限：現行 令和4年4月28日 → 変更後 令和4年5月11日

(3) 工事請負契約（国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（3工区）（補助））の変更について

（令和4年4月18日専決）（道路建設課）

近接する鉄道事業者と協議した結果、上部工の架設工法等が変更になったことにより、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

(変更内容)

・契約金額：変更前 574,750,000 円 → 変更後 599,043,500 円 (24,293,500 円の増)

(4) 工事請負契約（国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（4工区）（補助））の変更について

（令和4年4月18日専決）（道路建設課）

週休2日モデル工事の実施による経費補正を行ったことにより、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

(変更内容)

・契約金額：変更前 799,019,100 円 → 変更後 823,224,600 円 (24,205,500 円の増)

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年4月20日専決）（県土総務課）

和解の相手方：八頭郡八頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 16,901 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年1月19日、八頭県土整備事務所の職員が、公務のため大型特殊自動車（除雪車）で除雪作業中、除雪した雪が民家敷地内に駐車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に当たり、同車両が破損したものである。

(6) 工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（上古川橋（A1～P4）（補助改良））の変更について（令和4年4月26日専決）（道路建設課）

週休2日モデル工事の実施による経費補正及び熱中症対策に資する現場管理費補正を行ったことにより、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

（変更内容）

・契約金額：変更前 495,220,000円 → 変更後 510,519,900円（15,299,900円の増）

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年5月2日専決）（警察本部会計課）

和解の相手方：甲 岩美郡岩美町 個人
乙 岩美郡岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金88,660円を甲に、49,500円を乙にそれぞれ支払う。（県過失10割）

事故の概要：令和4年3月26日、鳥取警察署岩井駐在所の屋根の一部が、強風により飛散し、和解の相手方がそれぞれ当該駐在所駐車場内に駐車していた軽貨物自動車1台及び普通乗用自動車1台に当たり、それぞれの車両が破損したものである。

(8) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（令和4年5月7日専決）

（住まいまちづくり課）

相手方：県営住宅八幡団地 入居者1名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、損害賠償金の支払及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年5月7日専決）（県土総務課）

和解の相手方：米子市 法人

和解の要旨：県は、損害賠償金134,200円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年1月6日、西部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（患者輸送車）を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するフェンスに衝突し、同フェンスを破損させたものである。

(10) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（令和4年5月7日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(11) 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和4年5月18日専決）（住まいまちづくり課）

建築基準法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
第11条の規定の施行の日から施行]

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年5月18日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 21,450 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年2月12日、米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、前方を走行中の和解の相手方所有の軽乗用自動車を追い越すため対向車線に進入した際、路外駐車場に進入しようと右折した当該軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年5月23日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 343,585 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年2月5日、和解の相手方が一般国道 179 号を普通特種自動車（粉粒体運搬車）で走行中、トンネル上部から垂れ下がっていたラジオ放送用ケーブルに衝突し、同車両が破損したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年5月23日専決）（道路企画課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 112,983 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年1月21日、和解の相手方が、一般県道倉吉東伯線を小型乗用自動車で行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

報告第2号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 26件 変更 25件